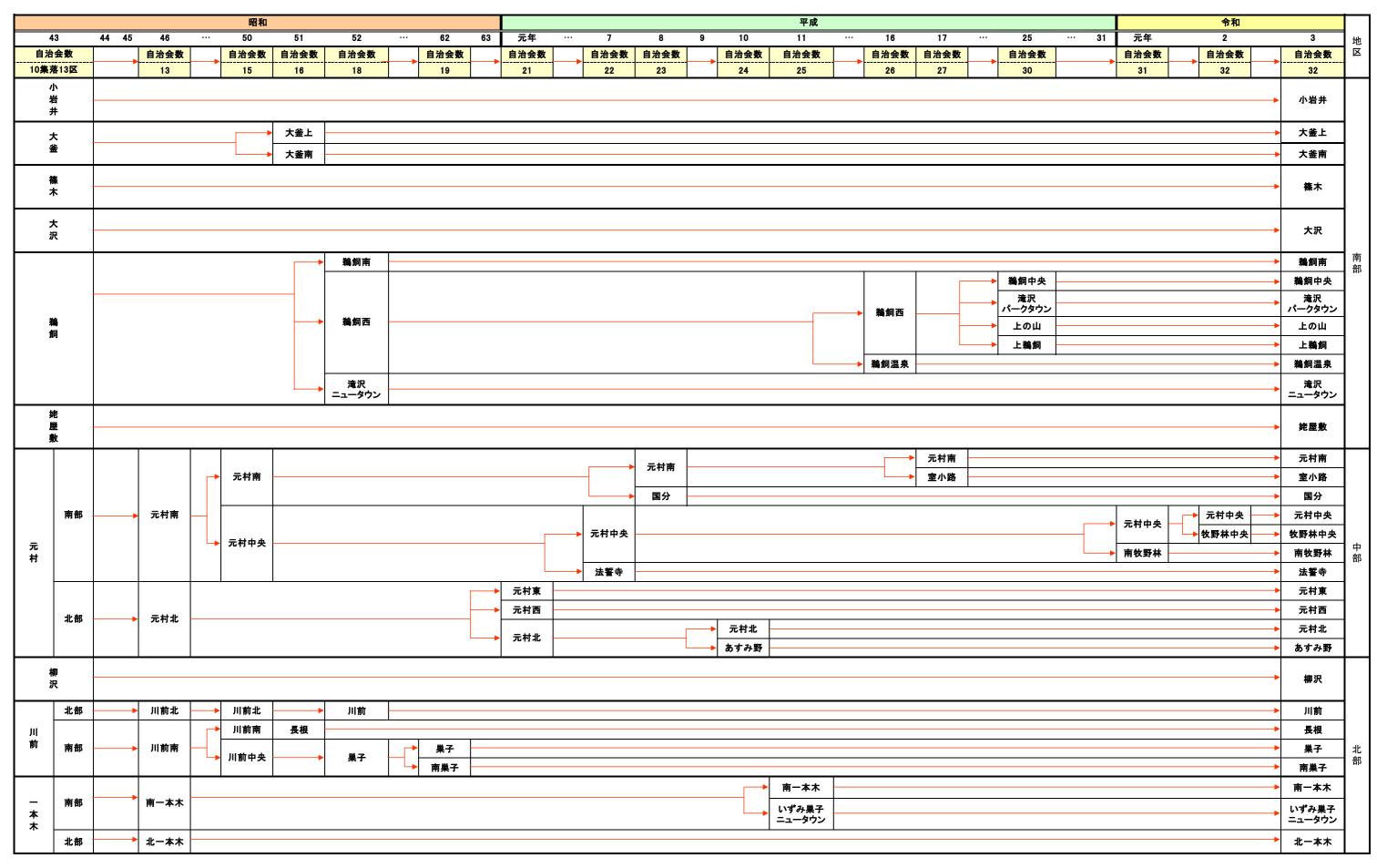
## 淹沢市自治会連合会歴代役員

期間	会 長	副会長	副会長	副会長	副会長
S46~S57	長嶺 利男				
S58	長嶺 利男	本多 繁松	田沼 恒吉	瀬田精一	大森 博
S59	田沼 恒吉	吉清水 宣	小山田健一	芦萱  栄	(欠員)
S60	田沼 恒吉	吉清水 宣	小山田健一	芦萱  栄	藤本 鉄雄
S61	武田 米蔵	三上勇次郎	小山田健一	吉田 敬作	藤本 鉄雄
S62	藤本 鉄雄	三上勇次郎	小山田健一	上田 統	佐々木秀雄
S63~H3	芦萱  栄	三上勇次郎	武田喜初郎	〔規約改正により집	副会長を2名とした〕
H4	大川 信一	三上勇次郎	武田喜初郎		
H5∼H6	三上勇次郎	佐々木 養	武田喜初郎		
H7	三上勇次郎	角掛 武	武田喜初郎		
Н8	藤倉・晴甫	大森松治郎	長沢 富造		
Н9	藤倉 晴甫	近 千代美	長沢 富造	〔規約改正により副会長を南部・中部 北部の各地区1名ずつ選出とした〕	
期間	会 長	副会長(南部)	副会長 (中部)	副会長(北部)	
H10~H11	藤倉 晴甫	近 千代美	瀬川幸男	山本 博也	
H12∼H13	山本 博也	近 千代美	井上 義博	青木 輝夫	
H14~H15	山本 博也	近 千代美	河村 清明	青木 輝夫	
H16~H19	竹鼻 邦夫	斉藤 純一	瀬川幸男	角掛 忠男	
H20~H23	瀬川幸男	佐久間康德	大森 軍一	川村 尚雄	
H24~H25	瀬川 幸男	佐久間康德	井上 義博	川村 尚雄	
H26	下田 富幸	佐久間康德	稲荷場 裕	川村 尚雄	
H27	下田 富幸	佐久間康德	小宮山晴夫	川村 尚雄	
H28	下田 富幸	柳橋 民治	小宮山晴夫	川村 尚雄	
H29	下田 富幸	柳橋 民治	百目木忠志	川村 尚雄	
H30~現在	下田富幸	柳橋 民治	百目木忠志	川村 尚雄	

## 単位自治会の変遷



# 単位自治会歴代会長

自治会	氏 名	期間	自治会	氏 名	期間
	吉清水 宣	$\mathrm{S}45{\sim}\mathrm{S}60$		鎌田裕	$\mathrm{S}62\sim\mathrm{H}2$
	田 口 久	$\mathrm{S}61{\sim}\mathrm{S}62$		喜 多 正 信	H $3 \sim$ H $6$
	中嶋昌行	$\mathrm{S}63\sim\mathrm{H}$ 5	鵜飼南	佐々木 斉	H $7 \sim$ H $8$
	菊 池 宏	H $6\sim$ H $9$	物识明书	佐々木 孝	H $9 \sim H15$
	千 葉 福四郎	H10∼ H13		大羽澤 弘	$\mathrm{H}16\!\sim\mathrm{H}18$
小岩井	小 川 元 春	H14		吉 田 清 寿	H19~ 現 在
	角 舘 東三郎	H15		高橋源治	$S45 \sim S51$
	早川廣徳	$\rm H16\simH19$		西 村 与 蔵	$S52 \sim S53$
	小 川 元 春	$H20 \sim H23$		西 村 俊 蔵	$\mathrm{S}54\sim\mathrm{S}57$
	柳橋民治	H24~現在	1	工藤敬一	$S58 \sim S59$
	田沼恒吉	$S51 \sim S62$		大川信一	$\mathrm{S}60\sim\mathrm{H}4$
	菊 地 吉 蔵	$\mathrm{S}63\sim\mathrm{H}7$	始紀元	大 森 松治郎	H $5\sim$ H $8$
上公 1.	斉 藤 純 一	H 8~ H19	鵜飼西	高橋 正 秀	H 9~ H12
大釜上	斉 藤 佐 一	$\mathrm{H}20{\sim}\mathrm{H}27$		千 葉 義 志	H13~ H16
	徳 田 和 行	H28~R 元		長 内 信 平	$H17 \sim H18$
	武田晴良	R 2~ 現在		工藤政憲	$\mathrm{H}19{\sim}\mathrm{H}20$
	勝田耕農	$S45 \sim S50$		武藤徳夫	$\mathrm{H}2\mathrm{1}{\sim}\mathrm{H}2\mathrm{2}$
	武田米蔵	$\mathrm{S}51\sim\mathrm{S}61$		関進	$\mathrm{H}23{\sim}\mathrm{H}24$
大釜南	武 田 喜初郎	$\mathrm{S}62\sim\mathrm{H}$ 7		長 内 善 男	$\mathrm{H}25{\sim}\mathrm{H}26$
	竹 鼻 邦 夫	H 8∼ H19	鵜飼中央	中 村 義 昭	${\rm H}27{\sim}{\rm H}28$
	武 田 修	H20~現在		工藤秀男	$H29 \sim R2$
	長 嶺 利 男	$\mathrm{S}45{\sim}\mathrm{S}62$		大川 誠一	R 3~ 現在
	工藤秋蔵	S63	滝沢パー	勝又敏之	${\rm H}25{\sim}{\rm H}26$
篠木	斉 藤 清一郎	H 元~H10	クタウン	山本良一	H27~現在
除小	斉 藤 憲太郎	$H11 \sim H16$	ال م	秋 元 旦	H25~R 元
	澤村廣美	$\mathrm{H}17{\sim}\mathrm{H}18$	上の山	佐 藤 和 榮	R 2~ 現在
	下田富幸	H19~現在	[ . 光白 介寸	関進	H25~R 元
	佐々木 秀 雄	S45~H 元	上鵜飼	三 上 清 幸	R 2~ 現在
大沢	藤倉晴甫	H 2~ H13	鵜飼温泉	佐 藤 光 保	$\mathrm{H}16{\sim}\mathrm{H}19$
	斉 藤 勝 治	H14~ H23		大信田 智	${\rm H}20{\sim}{\rm H}29$
	佐 藤 浩 一	${\rm H}{\rm 2}{\rm 4}{\sim}{\rm H}{\rm 2}{\rm 7}$		伊 藤 光 雄	H30∼現在
	齊藤健二	H28~現在	滝沢ニュ	三 国 武 雄	S52
鵜飼南	本 多 繁 松	$\mathrm{S}52{\sim}\mathrm{S}61$	ータウン	湯 沢 金十郎	S53

自治会	氏 名	期間	自治会	氏 名	期間
	高 橋 実	$\mathrm{S}54\sim\mathrm{S}56$		大 森 九兵衛	S50
	藤根三男	S57		阿 部 長 誠	$\mathrm{S}51\sim\mathrm{S}53$
	芦 萱 栄	$\mathrm{S}58\sim\mathrm{H}$ 6		大 森 博	S54~H 元
	近 千代美	H 7~H15	元村中央	駿 河 俊太郎	H $2\sim$ H $6$
滝沢ニュ ータウン	大 村 次 雄	$\mathrm{H}16{\sim}\mathrm{H}17$		大 森 軍 一	H $7 \sim$ H 2 3
, , <b>,</b> •	熊 谷 吉 次	H18~H19		井 上 弘	$\mathrm{H}24{\sim}\mathrm{H}25$
	遠 藤 信 雄	${\rm H}20{\sim}{\rm H}27$		百目木 忠 志	H26~ 現 在
	高 橋 幸 彦	H28~R 元	牧野林中央	釜 澤 常 矢	R 2~現在
	遠藤文敬	R 2~ 現 在	南牧野林	小 畑 和 滋	R元~現在
	三 上 專次郎	$\mathrm{S}45\sim\mathrm{S}50$		佐々木 忠 志	H $7 \sim H12$
	石 川 一 夫	$\mathrm{S}51{\sim}\mathrm{S}60$	法誓寺	赤坂俊一	$\mathrm{H}13{\sim}\mathrm{H}22$
世民動	三 上 勇次郎	$\mathrm{S}61\sim\mathrm{H}$ 7		吉 田 康 夫	H23~現在
姥屋敷	石 川 一 夫	H 8~H13		長 沢 富 造	H 元~H14
	佐久間 康 德	$\mathrm{H}14{\sim}\mathrm{H}27$	二壮市	井 上 藤美雄	$\mathrm{H}15{\sim}\mathrm{H}20$
	太 田 豊	H28~ 現 在	元村東	小宮山 晴 夫	${ m H}{ m 2}{ m 1}{\sim}{ m H}{ m 2}{ m 8}$
	吉田三郎	${ m S}{ m 5}{ m 1} \sim { m S}{ m 5}{ m 6}$		井 上 靖 宏	H29~現在
	関 村 正 男	S57	元村西	井 上 健 三	H 元~H 6
	小 桜 忠 夫	$\mathrm{S}58\sim\mathrm{S}60$		瀬川幸男	H $7\sim$ H $25$
	吉 田 文四郎	$S61 \sim H2$		山 火 誠 喜	H26~ 現 在
	村 上 正 栄	H $3 \sim H$ 4		小笠原 政 義	$S45 \sim S49$
	吉 田 文四郎	H 5	元村北あすみ野	松館正明	$S50 \sim S54$
元村南	村 上 正 栄	H $6 \sim$ H $9$		小山田 健 一	$\mathrm{S}55\sim\mathrm{H}16$
	河 村 清 明	$\mathrm{H}10{\sim}\mathrm{H}15$		太 野 軍	${ m H}{ m 1}{ m 7}{\sim}{ m H}{ m 2}{ m 0}$
	小野寺 與志信	$\mathrm{H}16{\sim}\mathrm{H}21$		三上勲夫	${\rm H}21{\sim}{\rm H}26$
	杉田幸二	${ m H}{ m 2}{ m 2}{\sim}{ m H}{ m 2}{ m 9}$		松森政雄	${ m H}{ m 2}{ m 7}{\sim}{ m H}{ m 2}{ m 8}$
	大 越 公 祐	$H30 \sim R 2$		荒川稔	H 2 9 ~ 現 在
	多 田 馨	R2 会長代行		田山忠信	$\mathrm{H}10{\sim}\mathrm{H}12$
	大 石 和 夫	R 3~ 現 在		山 本 貞 男	${\tt H13}\!\sim{\tt H15}$
室小路	吉 田 文四郎	H17		岩 淵 由 照	$H16\sim H19$
	工藤勝則	H18∼ R 元		稲荷場 裕	${ m H20} \sim { m H27}$
	工藤茂男	R 2~ 現 在		石 川 夏 男	H28
国分	井 上 義 博	H $8 \sim H28$		大 本 義 則	H29~ 現 在
	湯澤豊	H29~ 現 在	柳沢	上 野 光 雄	$\mathrm{S}46\sim\mathrm{S}51$
元村中央	斉藤仁左エ門	$S45 \sim S49$	12147	佐々木 清 七	$\mathrm{S}52\sim\mathrm{S}61$

自治会	氏 名	期間	自治会	氏 名	期間
柳沢	佐々木養	$\mathrm{S}62\sim$ H $6$	川前	十文字 勝 雄	H 元~H 4
	青木輝夫	H $7 \sim H20$		熊 谷 國 夫	H $5\sim$ H $8$
	横田宗明	H 2 1 $\sim$ R 2		阿 部 訫	H $9\sim$ H 1 2
	高 橋 雅 寛	R 3~ 現 在		熊 谷 國 夫	$\rm H13{\sim}H16$
	佐々木 民 治	$S45 \sim S49$		川村尚雄	H17~ 現 在
	瀬田精一	$S50 \sim S58$		伊 東 長四郎	$S45 \sim S50$
	鈴木七郎	$S59 \sim S61$		角 掛 実	$S51 \sim H5$
巣子	鈴 木 巧	$\mathrm{S}62\sim\mathrm{H}2$	南一本木	角 掛 武	H $6\sim$ H 1 1
	柳村岩見	H $3 \sim$ H $6$		角掛忠男	H12~H29
	山 本 博 也	H $7 \sim H18$		岩 井 雅 之	H30~ 現 在
	関 勝三	H19~現在		小 熊 均	H11
	藤田文男	$S62 \sim S63$		細 川 秀 男	$\mathrm{H}12{\sim}\mathrm{H}13$
	熊 谷 正 三	H 元~H 4		村 上 八千代	$\mathrm{H}14{\sim}\mathrm{H}17$
南巣子	坂 本 正 一	H $5\sim$ H 1 6	いずみ 巣 子 ニュー タウン	堀 川 喜 一	H18
	澁 谷 文 人	$\mathrm{H}17\sim\mathrm{H}24$		吉田耕一	H19
	山下金吾	H25~ 現 在		谷 藤 幸 吉	$\rm H20{\sim}H21$
	関村久七	$S51 \sim S52$		澤田博美	${\rm H}22{\sim}{\rm H}23$
	三井茂雄	$S53 \sim S54$		佐 川 了	$\mathrm{H}24{\sim}\mathrm{H}25$
	高 野 豊四郎	$\mathrm{S}55\sim\mathrm{S}56$		江 苅 勝 彦	${\rm H}26{\sim}{\rm H}27$
	高 木 粕五郎	$\mathrm{S}57{\sim}\mathrm{S}58$		畠 山 政 美	${ m H}{ m 2}{ m 8}{\sim}{ m H}{ m 2}{ m 9}$
	吉 田 敬 作	$S59 \sim S61$		佐 藤 悦 夫	H30∼ 現在
	上 田 統	S62	北一本木	角掛國男	$S45 \sim S50$
長根	北 村 睦 男	S63~H 元		吉 田 徳次郎	S51
	吉 田 敬 作	H2		石 井 良 智	$\mathrm{S}52\sim\mathrm{S}59$
	石 橋 忠 治	H 3∼ H 8		藤本鉄雄	$S60 \sim S62$
	黒 沢 明 夫	H 9∼ H18		鈴 木 一 郎	$S63 \sim H5$
	國 分 喜四郎	$\mathrm{H}19{\sim}\mathrm{H}22$		畠 山 文 作	Н6
	高 橋 辰 雄	H23~R 元		吉 田 徳 男	H7 会長代行
	鎌田マキ	R 2~ 現 在		吉 田 徳 男	H $8\sim$ H 1 1
— 川前 —	柳村市蔵	S53		吉 田 操	H12~R30
	柳 村 佐太郎	S54		猿走満雄	R元~現在
	堀 江 国 竹	S55 会長代行			
	堀 江 国 竹	$S56 \sim S59$			
	田頭義雄	$S60 \sim S63$			

### 淹沢市自治会連合会会則

(名 称)

第1条 この会は、滝沢市自治会連合会(以下「連合会」という。)という。

(事務所)

第2条 連合会は、事務所を滝沢市役所内に置く。

(目的)

第3条 連合会は、単位自治会相互の連携と親睦を図り、市と協働して市民の連帯感 と自治意識の高揚に努め、明るく豊かな住みよい地域社会づくりに寄与することを目 的とする。

(事業)

- 第4条 連合会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。
  - (1) 各単位自治会の連絡調整に関すること。
  - (2) 関係機関、団体との連絡調整に関すること。
  - (3) 連合会主催行事の開催に関すること。
  - (4) 市民の生活安全、生活環境、社会福祉に関すること。
  - (5) 行政についての周知及び協働、連携に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか連合会目的の達成に必要な事項に関すること。

(会 員)

第5条 連合会は、各単位自治会をもって構成する。

(役 員)

- 第6条 連合会に次の役員を置く。
  - (1)会長 1名
  - (2)副会長 3名
  - (3) 理 事 5名
  - (4) 監事 2名
- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 役員が、総会において選出されなかった場合、役員の選出は次に掲げるとおりとする。この場合において、市内を南部、中部、北部地区に区割りするものとし、各地区に所属する単位自治会は別表のとおりとする。
  - (1)会長は、各地区から選考委員を2名選出し、その委員が会長を選出し、総会の承認を受ける。
  - (2) 副会長は、各地区から1名ずつ互選により選出し、総会の承認を受ける。
  - (3) 理事は、会長に就任した者の地区から1名、それ以外の地区から2名ずつ互選により選出し、総会の承認を受ける。
  - (4)監事は、会長に就任した者の地区以外の地区から1名ずつ互選により選出し、 総会の承認を受ける。

(顧 問)

第7条 連合会に顧問を置くことができる。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、連合会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、南部、中部、北部地区の連絡調整及び会務の執行にあたる。
- 4 監事は、連合会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、総会の議を経て選出し、任期は、前任者の残任期間 とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合おいても、後任者が就任するまでは、この職務 を行わなければならない。

(総 会)

- 第10条 総会は、連合会の最高議決機関であって、各単位自治会長をもって組織する。 また、単位自治会長に事故あるときは、当該自治会役員の中から代理のものを1名出 席させるものとする。
- 2 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。
- 3 総会は、会長が招集し年一回開催する。ただし、理事会が必要と認めたとき及び 単位自治会長の3分の1以上から請求があったときは、すみやかに臨時総会を開催す るものとする。
- 4 総会の議長は、総会において、その都度選出するものとする。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

- 第11条 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 前年度事業報告及び決算
  - (2)決算監査報告
  - (3) 当年度事業計画及び予算
  - (4)役員の選任
  - (5)会則等の改廃
  - (6) 理事会が必要と認めた事項

(理事会)

- 第 12 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、必要に応じて開催する。
- 2 理事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。
- 3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1)総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2)総会に付議すべき事項に関すること。
- (3)総会を招集するいとまのないときの緊急事項に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

- 4 理事会の議長は、会長があたる。
- 5 監事は、必要に応じて理事会に出席できるものとする。 (専門部会)
- 第13条 連合会の事業を円滑に行うため、総会の議を経て、専門部会を置くことができる。
- 専門部会の必要な事項は会長が別に定める。
   (事務局)
- 第14条 連合会の事務局は、滝沢市役所内に置く。
- 2 事務局に次の職員を置き、会長が委嘱する。
- (1) 事務局長 1名
- (2) 書 記 若干名
- 3 事務局長、書記は、経理及び一般事務を処理する。
- 4 事務局の職員は、自治会担当課長及び課員をもって充てる。 (会計年度)
- 第15条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第 16 条 連合会の経費は、交付金、補助金、寄附金、負担金及びその他をもって充てる。

(雑 則)

第17条 この会則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成20年5月23日から施行する。

附則

この会則は、平成26年1月 1日から施行する。

附則

この会則は、令和元年 5月17日から施行する。

附則

この会則は、令和2年 5月15日から施行する。

#### 別表

地区名	単位自治会名
南部	小岩井、大釜上、大釜南、篠木、大沢、鵜飼南、鵜飼中央、滝沢パークタ
	ウン、上の山、上鵜飼、鵜飼温泉、滝沢ニュータウン、姥屋敷
中部	元村南、室小路、国分、元村中央、牧野林中央、南牧野林、法誓寺、元村
	東、元村西、元村北、あすみ野
北部	柳沢、巣子、南巣子、長根、川前、南一本木、いずみ巣子ニュータウン、
	北一本木